

【 会則改正 】

旧	新（案）	理由
第3章 会員 （会員の構成） 第5条 本会の会員は次のとおりとする。 （1）正会員 本校卒業生 （2）特別会員 現・旧職員	<u>（会員の任期）</u> 第6条 正会員の任期は、3年とする。会員の継続は、希望により可能とする。ただし、継続をしなかった場合も、事務局への連絡により、会費の納入はせずに再入会できる。 ※ 以下、7～21条は1つずつずれる。	・会員が増える一方で、会に参加しない人や、連絡先が分からなくなった人もいるため、大きな行事である「二十歳を祝う会」後、再度、継続の確認をする。
第6章 経理 （経費） 第18条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。 （1）会費は、正会員1人当たり5,000円とする。 （2）臨時に会費を徴収する必要がある場合は、役員会に諮り、承認を得た上で徴収する。	第6章 経理 （経費） 第19条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。 （1）会費は、正会員1人当たり 3,000円 とする。 臨時に会費を徴収する必要がある場合は、役員会に諮り、承認を得た上で徴収する。	・二十歳を祝う会の欠席者がおり、2000円補助せずに、参加者から飲食代を集金する方向で進めるため。
第7章 付則 （経過措置） 第22条 第6条及び第9条の規定については、2019年度から2021年度までは、弾力的に運用するものとする。	第22条 （削除）	
（会則の施行日） 第23条 本会則は平成31（2019）年3月7日から施行する。	（会則の施行日） 第23条 本会則は 令和5（2023）年6月17日 から施行する。	